公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

旅費支給規程

第１条　この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の役職員等が、本法人の用務のために旅行した場合に支給する旅費に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　本法人の役職員等が、本法人の用務のために専務理事の命令又は承認を受けて旅行した場合は、旅費を支給する。

第３条　前条の規定により支給する旅費は、交通費（航空機、鉄道、船、バス等の料金）、宿泊費及び日当とする。

２　外国旅行の場合にあっては、前項に規定するもののほか、旅券発給その他外国旅行に必要な諸手続及び傷害保険の加入に要する費用相当額を支給する。ただし、機内泊については、宿泊費は支給しない。

第４条　交通費は、出発地から目的地までに通常用いられる最も経済的かつ効率的な経路及び交通手段を用いた場合の実費相当額を支給する。ただし、用務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、通常用いられる最も経済的かつ効率的な経路及び交通手段を用いることができなかったときは、次善の経路及び交通手段を用いた場合の実費相当額を支給する。

２　本法人の役職員等が、本法人主催大会に係る用務のため旅行する場合で、同大会に選手として出場するときは、前項の規定にかかわらず、交通費については実費相当額の半額のみを支給する。

３　旅行者が航空機を利用する場合にあっては、市中に割安の料金があるときは、可能な限りこれを利用しなければならない。

４　事務局は、本条の適用に関し、経路の決定、予約の確保、航空券の購入その他、旅行者の便宜を図るように努めなければならない。

第５条　宿泊費は、国内旅行にあっては、目的地の最寄りの駅周辺のビジネスホテルのシングルルーム料金（朝食付き）で１泊当たり９，０００円を限度として、実費相当額を支給する。

２　外国旅行の場合の宿泊費については、宿泊地の物価水準等を勘案して専務理事が支給額を決定する。

３　事務局は、本条の適用に関し、宿泊地のホテルに関する情報の収集提供、予約の確保その他、旅行者の便宜を図るように努めなければならない。

第６条　日当は、一日当たり国内旅行の場合は、２，０００円、外国旅行の場合は３，０００円を支給する。
ただし、謝金・日当規程により、謝金又は日当が支給される日については、支給しない。
なお、令和５年（２０２３年)４月１日より、当分の間当条の日当は支給しない。
２　専務理事は、本法人の役職員等以外の者に支給する日当については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額を超える額を決定することができる。

附　則　この規程は、本連盟設立の日から施行する。

附　則　この規程の改正は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則　この規程の改正は、平成２６年３月１５日から施行する。

附　則　この規程の改正は、令和３年（２０２１年)３月６日から施行する。

附　則　この規程の改正は、令和５年（２０２３年)４月１日から施行する。